

川公競発第75号
令和7年5月1日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	福田	洋子	様
同	青山	聖子	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年12月26日執行の経済部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（公営競技事務所）

公営競技事務所の財産貸付収入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

収納事務に関しては、指摘後、最初となる令和6年12月分から、川口市会計事務規則に則り、20日以内の納期限を設定し、納付書を発行するようにいたしました。

